

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 23 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、黄川田内閣府副大臣、宗清内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者）神田憲次君（自民）、下条みつ君（立民）、稲富修二君（立民）、赤木正幸君（維新）、岸本周平君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

神田憲次君（自民）

- （1） 1990 年代後半から 2000 年頃にかけて相次いだ生命保険会社の破綻の状況並びに生命保険契約者保護制度及びその後創設され今回延長される政府補助制度に期待されていた役割
- （2） 上記（1）の両制度がこれまでに果たしてきた役割
- （3） 対ロシア向け債権の価格及びロシアルーブルの減価が生命保険会社の経営に与える影響
- （4） 生命保険会社の財務が強いストレスシナリオに耐え得ることの確認
- （5） 生命保険契約者保護制度における生命保険会社の破綻時における保護割合についての考え方
- （6） 金融庁の生命保険会社に対する日々のモニタリングにより緊急避難的な政府補助の発動を未然に防止する重要性
- （7） 生命保険業界における予期しないリスクへの対応として、損保会社と同様に税制上の措置を設けることにより、生命保険会社におけるソルベンシーマージンの積立てを政策的に誘導することについての政府の見解
- （8） 国民の生命保険に関するリテラシー向上に向けた金融教育の取組状況

下条みつ君（立民）

- （1） 生命保険料控除の見直しの検討
 - ア 平成 18 年度税制改正において損害保険料控除が廃止された理由
 - イ 生命保険料控除による所得税の減収額
 - ウ 財政健全化の議論の中で、平成 14 年の政府税制調査会の答申に沿って生命保険料控除の見直しを検討することについての大臣の所見
- （2） 我が国の企業が海外進出をする際の治安リスク保険
 - ア ロシアに現地法人を置かない本邦損害保険会社がロシアの損害保険会社から受再して保険サービスを提供している場合、国際銀行間通信協会（S W I F T）からのロシア金融機関の排除によって、ロシアの損害保険会社からの出再部分の保険提供ができなくなる危険性についての政府の認識及び現状
 - イ 日本貿易保険（N E X I）における戦争、テロ等に伴う損害補償の対象
 - ウ 通常では免責される戦争、テロ等に係る損害補償を特約で附帯している財物保険契約の件数
 - エ 我が国の企業が治安リスク保険で損失をカバーすることが可能となるよう、同保険の提供状況を把握する必要性についての政府の認識
 - オ N E X I で引き受けている貿易保険の件数
 - カ N E X I において治安リスク保険の再保険を引き受けることで本邦損害保険会社が当該保険の提供をできるようにすべきであるという提案に対する大臣の見解

稲富修二君（立民）

- (1) 今般のロシアのウクライナ侵略による国際金融市場の変動が日本の生命保険会社の財務に与える影響
- (2) 生命保険契約者保護機構による資金援助等の財源
 - ア 事前積立の上限額として、資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額として同機構の定款で定められている4,000億円の算出根拠
 - イ 上記アの上限額に令和3年度末に到達する予定であることから、令和4年度以降は追加積立を行わないことの確認
 - ウ 本法律案による政府補助制度の延長幅である今後5年間において、生命保険業界が追加積立を原則として考えていないことの確認
 - エ 事前積立が限度額に到達し、加えて政府保証付借入制度が恒久化されている中で、政府補助制度の延長を必要とする理由
 - オ 生命保険会社の財務状況について今後5年間の中期見通しに係る大臣の所見
 - カ 公的負担となる政府補助制度の延長を是としても、生命保険業界の事前積立を増額し、業界負担による補償財源の確保を優先すべきとの意見に対する大臣の所見
 - キ 本法律案提出の理由である「保険業を取り巻く経済社会情勢の変化」の具体的内容
 - ク 「合計特殊出生率を1.8へ上げていく等の努力の成果が出る等の状況になれば時限立法をやめてもよい」旨の平成28年当時の大臣答弁について、現在も政府見解として維持されているか否かの確認
 - ケ 政府補助を実施する場合における予備費利用の可否
 - コ 本法律案による政府補助制度の延長期間中に、同制度の是非、及び再延長する場合はその理由について改めて十分に検証すべきとの意見に対する大臣の所見

赤木正幸君（維新）

- (1) 生命保険の加入状況等
 - ア 加入率及び加入金額等の状況
 - イ 世帯年収が高い世帯ほど加入金額が高い傾向の有無
 - ウ 法人が契約者となり従業員等を被保険者とすることにより、その支払保険料を損金処理し節税することを目的とする、いわゆる節税保険の加入や勧誘の実態の把握状況
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による生命保険会社への影響
 - ア 新型コロナウイルス感染症を原因とする死亡保険金・入院給付金の支払額、及び入院給付金のうち宿泊施設や自宅で療養した場合の支払額
 - イ 上記アの支払の発生による生命保険会社の財務への影響
 - ウ 新型コロナウイルスの感染に係る保険商品の販売停止又は条件変更を行った生命保険会社に限定した上記イの財務への影響
- (3) 生命保険会社の経営破綻
 - ア 生命保険会社の経営破綻が想定される事由について政府の見解
 - イ 現在の生命保険会社の経営破綻可能性に係る政府の評価
 - ウ 生命保険会社の経営状況の捕捉のための政府によるモニタリングの具体的な内容
- (4) 生命保険契約者保護制度
 - ア 生命保険業界による事前積立上限を増額する予定の有無、及び増額予定がない場合の理由
 - イ 生命保険契約者保護機構の資金援助等の実績及び政府保証付借入実績
 - ウ 生命保険会社の破綻が相次ぎ資金援助等が行われた際にも実施の必要がなかった政府補助の制度

- を本法律案により延長する理由
- エ 政府補助制度の趣旨・目的は生命保険契約者等保護に限定されるのか、それともより広く国民生活保全も含まれるかの確認
 - オ 政府補助の発動要件
 - カ 上記オの要件に照らし、5年前の前回延長時及び現在の生命保険会社の財務状況の評価
 - キ 本法律案による延長期限である5年後における政府補助制度の廃止又は恒久化の可能性
 - ク 公的負担となる政府補助制度を含む生命保険契約者保護制度についての生命保険契約者に対する告知又は国民への周知に関する取組の有無
 - ケ 政府補助制度の存在による生命保険業界及び生命保険契約者のモラルハザードの状況及び防止策に関する大臣の所見

岸本周平君（国民）

- (1) 直近20年で生命保険の加入率が低下していることについての政府の評価
- (2) 生命保険料控除制度
 - ア 近年の介護医療保険に係る生命保険料控除の利用率及び一人当たりの所得控除額の上昇は平成24年の制度改正の効果であることの確認
 - イ 平成24年の制度改正による生命保険料控除の拡充以降、20歳代の生命保険の個人加入率が上昇していることについての政府の分析
 - ウ 平成24年度税制改正以降、旧来の生命保険料控除から新たに設けられた上限額の低い介護医療保険料控除への入れ替わりが進んでいる中で、生命保険に係る所得控除額引上げの必要性に対する大臣の見解
 - エ 同制度による政策誘導の必要性についての財政当局の立場から見た大臣としての認識

田村貴昭君（共産）

- (1) 生命保険契約者保護制度
 - ア 現時点において生命保険会社が次々に破綻するような差し迫った金融危機があるか否かの確認
 - イ 生命保険業界による事前積立額を増やすべきとの意見に対する政府の見解
 - ウ 政府補助制度を5年間単純延長するのではなく、生命保険業の信頼確保を維持する観点から制度の見直しを検討すべきとの意見に対する大臣の見解
- (2) 生命保険業界に係る問題
 - ア 不祥事や事件について政府が報告を受けて事態を把握しているか否かの確認及びコンプライアンス違反に対する行政処分事例の有無
 - イ ノルマ未達等を理由に営業職員の大量解雇と大量採用を繰り返す、いわゆるターンオーバー問題は働き方改革の面から改善すべきとの意見に対する大臣の見解
 - ウ 消費税のインボイス制度の導入により、業務委託契約を締結する営業職員に生じる影響や生命保険業界の対応について政府が把握しているか否かの確認